

別表 3

1. 代理援助立替基準

	案件の内容	訴 額	実費等		着手金		報 酬 金	
			基 準 額	備 考	基 準 額	備 考	基 準 額	備 考
(1) 金 銭 事 件	①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件	～ 50万円未満 50万円以上 100万円未満 100万円以上 200万円未満 200万円以上 300万円未満 300万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 " " " " "	1. 訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料(印紙代)を追加して支出する。	64,800円 97,200円 129,600円 162,000円 183,600円 216,000円 237,600円	事件の性質上特に処理が困難なものについては378,000円まで増額することができる。	1. 現実に入手した金銭が、3,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。 現実に入手した金銭が、3,000万円を超える部分については、その超える部分の6% (税別) を加算する。 2. 当面取立てができない事件の報酬金は64,800円～129,600円とし、標準額を86,400円とする。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,800円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の10%を超えないものとする。	事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。 出廷回数は1回10,800円を基準とする。
	②手形訴訟		(1)①の2分の1		(1)①の2分の1			
(2) 不 動 産 ・ 動 産 事 件	①所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家	～ 50万円未満 50万円以上 100万円未満 100万円以上 200万円未満 200万円以上 300万円未満 300万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 " " " " "	1. 訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料(印紙代)を追加して支出する。	64,800円 97,200円 129,600円 162,000円 183,600円 216,000円 237,600円	事件の性質上特に処理が困難なものについては378,000円まで増額することができる。	受けた利益が、1,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6% (税別) を加算する。 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5% (税別) を加算する。 受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4% (税別) を加算する。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件に同じ。 2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相続税の路線価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する。
	②借地非訟事件		25,000円		108,000円～162,000円			
	③境界確定事件		不動産事件に準ずる。		標準額を194,400円とする。	162,000円～216,000円		
(3) 家 事 事 件	①離婚・認知等請求		35,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料(印紙代)を追加して支出する。	○公示送達事件 86,400円 ○金銭請求を伴わないもの 194,400円～248,400円 標準額を226,800円とする。 ○金銭請求を伴うもの 金銭請求と同様とする。 ただし226,800円を下回らないものとする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては378,000円まで増額することができる。	1. 金銭その他の財産的給付がない又は当面取立てができない事件の報酬金は64,800円～129,600円とし、標準額を86,400円とする。 2. 公示送達事件は、64,800円～86,400円とする。 3. 1にかかわらず、金銭給付のある場合には、金銭事件に準ずる。 4. 金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。 5. 金銭その他の財産的給付のある場合の報酬金の下限は86,400円とする。	1. 受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には2年分、遺産分割事件については相続分の3分の1とし、報酬金はそれぞれその10% (税別) とする。 2. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。
	②遺産分割事件(調停も同様)		35,000円		金銭事件に準ずる。	訴訟の算定は目的物の価額の3分の1を基準とする。	金銭事件～不動産事件に準ずる。(備考参照)	
(4) 行 政 事 件			35,000円	申立ての手数料(印紙代)は追加して支出する。	162,000円～237,600円	事件の性質上特に処理が困難なものについては378,000円まで増額することができる。	1. 113,142円～166,628円に、出廷回数1回につき10,800円を乗じた額を加算する。 2. 1にかかわらず、金銭給付のある場合は、金銭事件に準ずる。	事件の難易等を考慮し、増減することができる。
(5) 保 全 事 件	①仮差押・仮処分		20,000円	1. 保証金は追加して支出する。ただし、被援助者の直接負担を求めることがある。 2. 登録免許税は追加して支出する。	43,200円～64,800円		本案事件と一括して決定する。	本案事件と保全事件の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	②労働事件断行仮処分		20,000円		129,600円～194,400円		金銭事件～不動産事件に準ずる。	
(6) そ の 他	①強制執行事件		20,000円	予納金は追加して支出する。	○強制執行単独援助の場合 54,000円～75,600円 ○関連事件がある場合 執行対象が不動産の場合 54,000円～75,600円 執行対象が債権・動産の場合 43,200円～64,800円 ○少額訴訟債権執行 15,000円		本案事件と一括して決定する。	本案事件と強制執行事件の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	②財産開示手続		15,000円		43,200円			
	③執行停止事件		10,000円	保証金は追加して支出する。ただし、被援助者の直接負担を求めることがある。	54,000円～75,600円			本案事件と一括して決定する。
	④民事調停事件		20,000円	申立ての手数料(印紙代)は追加して支出する。	43,200円～108,000円	建築瑕疵又は医療過誤その他事件の性質上特に処理が困難なものについては162,000円まで増額することができる。		金銭事件～不動産事件に準ずる。
	⑤家事調停事件・家事審判事件のうち家事事件手続法別表第二に掲げる事件		20,000円 ○調停不調の本訴 35,000円 ○調停・本訴一括援助 各 20,000円		86,400円～129,600円 162,000円	○調停不調の本訴 ○調停・本訴一括援助 調停 86,400円～108,000円 本訴 162,000円		離婚・認知等請求事件に準ずる。

	案件の内容	訴 額	実費等		着手金		報 酬 金	
			基 準 額	備 考	基 準 額	備 考	基 準 額	備 考
そ の 他	⑥ 家事審判事件のうち家事事件手続法別表第一に掲げる事件 (成年後見人等申立事件を除く。)	家事事件手続法別表第一に掲げる事件 (成年後見人等申立事件を除く。)	10,000円～20,000円		32,400円～43,200円		原則としてなしとする。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。	
		成年後見人等申立事件	20,000円		64,800円～108,000円			
	⑦ 労働審判事件		20,000円	申立ての手数料(印紙代)は追加して支出する。	86,400円～129,600円	事件の性質上特に処理が困難なものについては162,000円まで増額することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑧ 保護命令事件		20,000円		○口頭弁論又は審尋がある場合 129,600円 ○口頭弁論又は審尋がない場合 54,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては194,400円まで増額することができる。		
	⑨ 証拠保全事件		20,000円	保全後の調査を含むときは、30,000円を限度に加算する。	64,800円～86,400円		本案事件と一括して決定する。	
	⑩ 被告・被控訴事件		20,000円 反訴を含む時は 35,000円			金銭事件～行政事件に準ずる。	金銭事件～行政事件に準ずる。	被控訴事件で、一審援助の時は一括して決定する。
	⑪ 渉外事件		50,000円	翻訳料は追加して支出する。		金銭事件～家事事件に準ずる。	金銭事件～家事事件に準ずる。	
	⑫ 控訴事件			金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	金銭事件～行政事件に準ずる。	
	⑬ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの	10,000円		32,400円～43,200円	1. 交渉不成立の場合は本訴を関連援助する。費用は金銭事件に準じ適宜減額する。	金銭事件～家事事件に準ずる。	
		上記以外のもの	20,000円		64,800円～108,000円	2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては162,000円まで増額することができる。		
	⑭ 支払督促		5,000円		21,600円～43,200円		金銭事件に準ずる。	
	⑮ 任意整理事件・特定調停事件		債権者数 1社～5社	25,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	108,000円 151,200円 172,800円 194,400円	1. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に64,800円を加算し、それぞれに分割して支出する。 2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては291,600円まで増額することができる。	
			6社～10社	25,000円				
11社～20社			30,000円					
21社以上			35,000円					
⑯ 自己破産事件		債権者数 1社～10社	23,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。ただし、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合は、裁判所の決定に基づく予納金を追加して支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	129,600円 151,200円 183,600円	1. 管財事件は216,000円まで増額することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に64,800円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては275,657円まで増額することができる。		
		11社～20社	23,000円					
		21社以上	23,000円					
⑰ 民事再生手続		債権者数 1社～10社	35,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	162,000円 183,600円 216,000円	1. 個人再生委員が付かない事件又は評価申立がある事件は32,400円を限度に左欄記載の金額に加算することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に64,800円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては324,000円まで増額することができる。		
		11社～20社	35,000円					
		21社以上	35,000円					
⑱ 損害賠償命令事件			10,000円～25,000円	国選被害者参加弁護士が申立人側の受任者となる場合は20,000円とし、国選弁護士が相手方側の受任者となる場合は10,000円とする。	54,000円～97,200円	事件の性質上特に処理が困難なものについては140,400円まで増額することができる。	1. 相手方等から現実に金銭を入手したときは、金銭事件に準ずる。 2. 当面取立ができない事件の報酬金は21,600円とする。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は21,600円とする。	事件の難易、出戻回数等の考慮については金銭事件と同じ。
⑲ ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立事件・面会交流申立事件(ハーグ条約事件)	子の返還申立事件・面会交流申立事件		50,000円		291,600円～567,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては756,000円まで増額することができる。	1. 金銭その他の財産的給付がない又は当面取立ができない事件の報酬金は97,200円～259,200円とする。 2. 1にかかわらず、金銭給付のある場合は、金銭事件に準ずる。 3. 金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。 4. 金銭その他の財産的給付のある場合の報酬金の下限は129,600円とする。 5. 保全処分申立事件又は強制執行事件については、本案と一括して決定する。	1. 事件の難易、出戻回数等の考慮については金銭事件と同じ。 2. 本案事件と保全処分申立事件又は強制執行事件の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。 3. 受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には2年分とし、報酬金はその10%(税別)とする。
		出国禁止命令事件・保全事件・強制執行事件	20,000円	予納金は追加して支出する。	64,800円～97,200円			
⑳ 特定行政不服申立手続	業務方法書第8条第1項第2号に定める手続		20,000円	事件の性質や難易度に応じて、特に簡易な手続については10,000円まで減額することができる。	43,200円～108,000円	事件の性質や難易度に応じて、特に簡易な手続については21,600円まで減額することができる。特に処理が困難なものについては162,000円まで増額することができる。	1. 113,142円～166,628円を基準とする。 2. 1にかかわらず、金銭給付のある場合は、金銭事件に準ずる。	事件の難易、出戻回数等を考慮し、増減することができる。

(注)

- 被援助者が事件に関し相手方等から金銭その他の財産的利益を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとする（業務方法書第57条第2項）。
被援助者は、事件により相手方等から金銭等を得ているときは、当該金銭等から支払うべき報酬金の額を差し引いた残額について、立替金の額に満つるまで、立替金の償還に充てなければならないものとする（業務方法書第60条第1項）。
地方事務所長は、前項の規定にかかわらず、当該被援助者に即時に立替金の全額の償還を求めることが相当でない事情があると認めるときは、当該償還に充てるべき金額を適宜減額することができる。ただし、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、当該償還に充てるべき金額は、被援助者が事件の相手方等から得た金銭等の額の100分の25を下回ることはできない（業務方法書第60条第2項）。
- 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
- 既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を基準額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる。
- 事件の性質、被援助者の特性等に鑑み、相当と認める場合は、基準額各欄記載の金額を減額して決定することができる。
- 追加支出限度額（限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。）

(1) 鑑定料	514,285円	(5) 官報公告費を除く自己破産事件予納金	20万円
(2) 登録免許税	35万円	(6) 記録謄写料	20万円
(3) 申立ての手数料（印紙代）	35万円	(7) 通訳料	102,857円（ただし、ハーグ条約事件は36万円）
(4) (5) 以外の予納金	50万円	(8) 翻訳料	102,857円（ただし、ハーグ条約事件は原則1,028,571円とし、特に翻訳の必要性が高いものについては、被援助者の使用する言語、事案の性質、審理の状況その他の事情を考慮して1,851,428円まで増額することができる。）
(ただし、民事執行（不動産）事件は100万円）		(9) 犯罪被害者等である被援助者と受任者の 打合せに同席したカウンセラーの費用	5万円
		(10) その他実費	30万円（ただし、ハーグ条約事件は50万円）
		((1) ~ (9) 以外の実費すべてを合算しての限度額)	
- 被援助者が多数にわたる場合の着手金
同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり54,000円まで加算することができる。
- 以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。